

令和 8 年度 白鷹町空き家等解体補助事業 実施要綱

(目的及び交付)

第 1 条 町長は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「空家特措法」という。）に基づく特定空家等に認定された建物又は道路や近隣住宅へ倒壊の恐れのある危険空き家等について、住民の生命、身体、財産を保護するために、所有者または法定相続人等（以下「所有者等」という。）が行う解体処分事業の事業経費について、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和 52 年規則第 5 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(事業主体)

第 2 条 事業は、所有者等が行うものとする。

- 2 所有者が共有名義の場合や法定相続人等が複数存在する場合は、申請等の手続きのために代表者を設けることができる。ただし、この場合は、代表者は代表者以外の所有者等から事前に同意を得てから事前協議等の手続きを行うこととし、この同意が得られていないことで生じる訴訟等は、町は一切関与せず、代表者を含む所有者等で全て解決しなければならない。

(補助対象)

第 3 条 補助の対象となる特定空家等は、次のいずれかに該当する建物とする。

- ア 空家特措法第 2 条第 2 項における「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等」とし、町長から特定空家等の認定を受けた建物
 - イ 住宅地区改良法（昭和 35 年法律第 84 号）第 2 条第 4 項に規定する不良住宅であり、住宅地区改良法施行規則（昭和 35 年建設省令第 10 号）第 1 条第 1 項の住宅の不良度の測定方法に基づき測定した評点が 100 点以上かつ別に定める「隣地等への危険度判定基準」に一つ以上該当する建物
 - ウ 住宅地区改良法施行規則（昭和 35 年建設省令第 10 号）第 1 条第 1 項の住宅の不良度の測定方法に基づき測定した評点が 50 点以上かつ別に定める「隣地等への危険度判定基準」に一つ以上該当し、住宅の不良度の測定方法に基づき測定した評点と隣地等への危険度判定基準に基づく評点の合計が 100 点以上の建物
- 2 補助の対象となる費用（以下「事業費」という。）は、建物解体費、廃材処分費、運搬料、機械等使用料、燃料費等の解体処分にかかるものとする。
 - 3 事業費は 500,000 円以上のものとし、原則として補助対象建物の全部を解体撤去し敷地全体を更地の状態にするものとする。

- 4 解体を実施する建物等に所有権以外の権利が設定されている場合は、その所有権以外の権利を解除するものとする。ただし、その権利を解除することができない場合は、解体にかかる承諾及び許可を当該権利者から得なければならない。
- 5 公共事業による移転等の事業は含まない。
- 6 不動産販売又は不動産貸付、貸駐車場を業とする者が当該業のために除去する事業は含まない。
- 7 所有者等が同一敷地内又は隣接するとみなされる敷地に居住の実態がないこと。
(補助金の額)

第4条 町長は、所有者等に対し、事業費の2分の1以内の額を補助するものとする。ただし、補助金の限度額は600,000円とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の額の算定にあたり、事業費に対し国又は地方公共団体、その他の補助金を受ける場合には、その補助金の額を控除した金額を事業費として算定するものとする。
- 3 所有者等が補助金の交付を受けることができるのは補助対象建物1件につき1回を限度とする。
(補助金の加算)

第5条 町内業者に発注し解体工事を行う場合は、10万円を加算する。
(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする所有者等は、白鷹町空き家等解体補助事業事前協議書(様式第1号)に、建物の解体等に係る誓約書(様式第2号)及びその他関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により提出された事前協議書により、事業計画の内容を審査し現地調査を実施する。第3条1項に該当する空き家等について、白鷹町空き家等解体補助事業対象事業内示書(様式第3号)により所有者等に通知するものとする。第3条1項に該当しない空き家について、理由を明記のうえ、白鷹町空き家等解体補助事業非該当通知書(様式第4号)により所有者等に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 前条第2項の内示を受けた所有者等は、事業着手前に白鷹町空き家等解体補助事業補助金交付申請書(様式第5号)に事業計画書(様式第6号)、収支予算書(様式第7号)及びその他関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書の内容を審査し、補助対象事業及び補助金額を決定し、交付決定通知書(様式第8号)により必要な指示を付して所有者等に通知するものとする。

(流用禁止)

第9条 補助金の交付決定を受けた所有者等（以下「補助対象者」という。）は、当該補助金を他の費用に流用してはならない。

（計画変更）

第10条 補助対象者は、規則第6条に定める状況が生じたときは、速やかに白鷹町空き家等解体補助事業計画変更承認申請書（様式第9号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の計画変更承認申請に対し、内容を審査し、白鷹町空き家等解体補助事業計画変更承認通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 町長は前項の承認をするときは、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（実績報告）

第11条 補助対象者は、事業が完了したときは速やかに3月15日までに白鷹町空き家等解体補助事業実績報告書（様式第11号）及び事業収支決算書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第12条 町長は、規則第14条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときには、補助金の概算払をすることができる。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、白鷹町空き家等解体補助事業補助金精算（概算）払請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

（返還命令）

第13条 町長は、補助金を受けた所有者等が次の各号の一に該当するときは、補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

（1） この要綱の規定に違反したとき。

（2） 指示事項に違反したとき。

（3） 事業の施行が不相当と認められたとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

令和8年4月1日から施行する。